

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 Q&A
 ★・・・新たに追加・変更したもの

〔対象となる小学校等〕

Q	対象となる「小学校等」には何が含まれますか。
A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、特別支援学校（全ての部） ※障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校（高等課程に限る。）、各種学校（高校までの課程に類する課程）等も含む。 ・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等（保育ママ等）、一時預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設 <p>等が対象となります。</p> <p>詳しくは、厚生労働省の HP に掲載されている支給要領をご参照ください。</p>

Q	いわゆるフリースクールは対象になりますか。
A	対象になります。

Q	民間のベビーシッターサービスは対象になりますか。
A	認可外保育施設として届出（児童福祉法第59条の2第1項）を行った事業者であれば対象になります。

〔対象となる臨時休業等〕

Q	臨時休業の要請や文部科学省のガイドラインの対象とはなっていない保育所等がに休業した場合、そこに通う子の保護者も対象になりますか。
A	直接の要請対象等になっていない保育所等が休業した場合も対象になります。

Q	小学校等は休業しているが、小学校等側が子どもを預かるために小学校等を開放している場合も対象になりますか。
A	対象になります。

Q	自治体や保育所等から、可能な範囲で利用を控えてほしいという依頼があり、休暇を取得した場合は対象になりますか。
A	対象になります。

Q ★	小学校や保育所等は休業しておらず、利用を控えるようお願いされているということもないが自主的に登校等を自粛した場合は対象になりますか。
A	対象になりません。 ただし、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有するなど特定の子どもについて、学校長が、新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合等は、対象になります。

Q	普段放課後児童クラブを利用しているところ、小学校等は休業していないが、放課後児童クラブは休業している場合は対象になりますか。
A	対象になります。

Q	春休み期間中は放課後児童クラブに子どもを預ける予定でしたが、放課後児童クラブが休業している場合は、春休み期間中でも対象になりますか。
A	放課後児童クラブが本来利用可能であった日は対象になります。

Q	小学校等が休業しているが、放課後児童クラブはあいている場合、保護者が自主的に子どもが通うのをやめさせて休暇を取得した場合でも対象になりますか。
A	対象になります。

〔風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれがある子ども〕

Q	「風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれがある子ども」とはどのような者が該当しますか。
A	・発熱等の風邪症状が見られる子ども ・新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者である子どもをいいます。

Q ★	風邪などの症状はない子どもについて、感染予防のため自主的に休ませた保護者は対象になりますか。
A	対象になりません。 ただし、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有するなど特定の子どもについて、学校長が、新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合等は、対象になります。

〔医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども〕

Q	4月以降分の助成金では、「医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども」で小学校等を休むことが必要な子どもについても対象となるとされていますが、「重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども」とは、具体的にはどのような子どもでしょうか。
A	具体的には、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある子ども、透析を受けている子ども、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている子どもです。

〔対象となる有給の休暇〕

Q	労働基準法上の年次有給休暇を取得させた場合は対象になりませんか。
A	対象になりません。労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させることが必要です。

Q ★	2月27日～6月30日までの期間中であれば、休暇日数に制限はありますか。
A	要件に該当する有給の休暇であれば、休暇日数に制限はありません。

Q	年次有給休暇や欠勤を、事後的に特別休暇に振り替えた場合は対象になりますか。
A	本助成金においては対象になります。なお、年次有給休暇を事後的に特別休暇に振り替える場合には、労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要です。

Q ★	春休み、土日・祝日に取得した休暇は対象になりますか。
A	<p>(臨時休業等をした小学校等に通う子どもの場合)</p> <p>→学校：学校の元々の休日以外の日が対象（春休みや日曜日など元々休みの日は対象外）</p> <p>→その他（放課後児童クラブ等）：本来施設が利用可能な日が対象</p> <p>（ <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスに感染した子どもの場合 ・新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもの場合 ・医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子どもの場合 ）</p> <p>→元々の休日にかかわらず、2月27日から6月30日までの間は対象</p>

〔対象となる保護者〕

Q	対象となる保護者には誰が含まれますか。
A	親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者が対象になります。 そのほか、各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も対象になります。

Q	両親など複数の保護者が同時に休む場合、全ての保護者が対象になりますか（子どもの人数当たり何人という限定はありますか。）。他に世話ができる家族がいる場合でも対象になりますか。複数の保護者が同一企業に勤めている場合はどうですか。
A	保護者として子どもの世話をする必要がある場合には、子どもの人数にかかわらず、複数の保護者が同時に休む場合も対象になります。同一企業の場合でも同様です。

Q	祖父母が仕事を休んで孫の世話をする場合も対象になりますか。
A	対象になります。

〔対象となる労働者〕

Q	非正規雇用（派遣・有期・パート）の労働者でも対象になりますか。
A	対象になります。

Q	勤続年数の要件はありますか。
A	ありません。

Q	育児休業中の労働者でも対象になりますか。
A	対象になりません。

Q	退職する予定の労働者については、対象になりますか。
A	申請日時点において1日以上勤務したことがある労働者であれば対象になります。

〔申請書類等〕

Q	小学校等の臨時休業等が行われた旨の確認書類としてはどのようなものが求められますか。
A	原則として、小学校等からの臨時休業等に係るお知らせをご提出ください。（メールや小学校等のHPに記載があればその写しでも差し支えありません）。 当該書類がない場合は小学校等の休業期間を記載し、事業主と対象労働者が署名をした「有給休暇取得確認書」（厚生労働省HPに掲載されている支給要領参照）をご提出いただくことでも差し支えありません。

Q★	新型コロナウイルスに感染した等、小学校等を休む必要がある子どもであることを確認するための確認書類としてどのようなものが求められますか。
A	有給休暇の取得理由を記載し、事業主と対象労働者が署名をした「有給休暇取得確認書」（厚生労働省HPに掲載されている支給要領参照）をご提出ください。

Q★	誤字脱字の修正方法（修正液か、二重線と印鑑か）
A	誤字の場合は二重線で修正してください。